

29 経営第 553 号  
29 生産第 418 号  
29 林整研第 94 号  
29 水推第 213 号  
平成 29 年 5 月 17 日

各都道府県知事 殿

農林水産省経営局長  
農林水産省生産局長  
林 野 庁 長 官  
水 産 庁 長 官

#### 農林水産業を学ぶ高校生の就農・就業に向けた人材育成について

日頃より、農林水産行政の推進に当たっては、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

持続可能な力強い農林水産業を実現していくためには、青年層の新規就農・就業を促進し、将来に向けて世代間バランスのとれた就業構造としていくことが必要です。

農林水産高校は、農林水産業に関する基礎的・基本的な技術や知識を習得させる教育機関ですが、非農家出身の農業高校生が増加するなど、生徒の属性が変化の中で、卒業後の農林水産業への就業を促進するためには、実践的な職業教育を充実することが求められています。

このため、文部科学省と農林水産省では、農林水産業を学ぶ高校生の就農・就業に向けた人材育成の方策について検討を行い、平成 27 年 4 月に、農林水産省経営局長・林野庁長官・水産庁長官連名通知「農林水産業を学ぶ高校生の就農・就業に向けた人材育成について」により、関連する取組の推進にあたって農林水産担当部局における御協力等をお願いしたところです。

このような中で、次世代の農林水産業を担う人材育成の観点から、農林水産高校に期待される役割はますますその重要性を増しており、農林水産業の成長産業化や競争力強化の一環として、農林水産高校における実践的な職業教育の一層の充実、教育環境の充実に向けた地域農業者との連携強化や道府県農業大学校等との連携促進等を政府としても推進していくこととしております。また、昨年度実施したフォローアップ調査の結果、連名通知に基づく取組の推進状況は都道府県毎に差があり、

全国的に取組をさらに前へと進める必要があります。

これを踏まえ、文部科学省と農林水産省では、農林水産業を学ぶ高校生の就農・就業に向けた人材育成の方策について、取組の追加や具体化等を含めて必要な見直しを行い、別添のとおり「農林水産業を学ぶ高校生の就農・就業に向けた人材育成の方策の方向」を取りまとめ、取組の一層の推進を図ることといたしました。

つきましては、別添の内容について了知いただくとともに、教育委員会や高校の要請に応じて農林水産担当部局において引き続き協力いただきますよう御配慮をお願いします。

また、貴道内の農業大学校等地域の中核的な農業教育機関に対し、本取組について周知及び協力を依頼していただきますようお願いいたします。

なお、本件については、別途、文部科学省から各都道府県教育委員会教育長、私立の農業高校を所管する道県知事、附属農業高校を有する国立大学の学長宛に通知されておりますので、申し添えます。

# 農林水産業を学ぶ高校生の就農・就業に向けた人材育成の方策の方向

文部科学省

農林水産省

農林水産業を学ぶ高校生に就農・就業の意欲を喚起し、チャレンジ精神のある農林水産業経営者等となり得る卒業者を輩出するためには、学校や都道府県の教育委員会及び農林水産部局において、以下のような取組を実施することが重要である。

## 1 農林水産業界や関連産業界との連携の強化

### (1) 活躍する農林水産業経営者等の外部講師による出前授業の充実

農林水産業を学ぶ高校生が農林水産業を魅力とやりがいのある産業として認識し、自らの意志で職業として農林水産業を選択し得るよう、活躍する農林水産業経営者や関連産業の経営者等を外部講師とする出前授業の充実を図る。

### (2) 先進的な農林水産業経営に関する現場での実習の充実

高校在学中から先進的な農林水産業経営に触れることを奨励するため、農林水産業の現場での実習の充実とともに、希望者には、さらに実践的な技術や経営力の習得のための長期間の実習等の充実を図る。また、農林水産省が実施するインターンシップ事業の積極的な活用を図る。

### (3) G A P の実践レベルの向上、国際的に通用するG A P 認証取得の促進

農業高校において、生徒が農業生産工程管理（G A P）を学び、自ら実践することは、農業生産技術の習得に加えて、経営感覚を兼ね備えた人材として必要な資質・能力の育成に資するものである。このため、年間指導計画にG A P の指導と実践を明確に位置付け、G A P に関する学習を推進する。また、必要な資材導入等の環境整備や、G A P を実践している農業経営者、G A P 指導員等による指導等を通じ、G A P の実践レベルの向上を図る。

さらに、第三者機関の審査により、G A P が正しく実践されていることについて客観的な確認を受け、国際的に通用するG A P 認証（GLOBAL G. A. P. やJGAP Advance）を取得することは、国際感覚を兼ね備えた人材の育成にもつながることから、農業高校におけるG A P 認証の取得を促進する。

なお、上記の（１）、（２）及び（３）の取組に当たっては、特に、最近の農業を学ぶ高校生の約半数が女子生徒であることや、海外において食の需要が拡大すると見込まれる中で輸出が農林水産物の販路拡大につながる重要な手段となることを踏まえ、「農業女子プロジェクト」に参加する女性農業経営者、農林水産物の輸出に取り組む農業経営者、GAPを実践している農業経営者やGAP指導員等による出前授業や現場での実習の実施を促進する。

#### （４）教員に対する研修等の充実

農林水産高校の教員が農林水産業の先進的な経営や現場の実情を理解するとともに、農林水産業に関する最新の知識や専門的知識を身に付けられるよう、都道府県の教育委員会と農林水産部局が連携して、教員に対する研修等の充実を図る。その際、上記の（１）、（２）及び（３）の取組と関連させて実施することも考えられる。また、都道府県等が実施する農林水産関係の研修情報について、教育委員会を通じて高校と情報共有を図り、教員が参加できるよう配慮する。

## ２ 高度な技術実習や国際交流等の促進

### （１）高度な技術実習等の充実

I C Tやロボットを活用した環境制御やほ場管理、農産物選別技術等超省力・高品質生産を可能にする高度な農業技術を学ぶため、植物工場や次世代型大規模園芸施設、高度な農業技術を導入している農業経営者等の下での実習等を促進する。

また、森林の管理及び整備を効率的に行う林業技術を学ぶため、森林G I Sの活用実習や高性能林業機械、ドローンなどの体験実習のほか、効率的な生産システムを導入している先進的な林業事業体等の下での実習等を促進する。

加えて、先進的な漁業技術や品質管理技術を学ぶため、省エネ・省コスト化を実現した高性能漁船や高度な鮮度保持技術を導入している漁業者等の下での実習等を促進する。

### （２）国際交流の促進

国際的な視野を備えた人材を育成するため、海外の姉妹校提携による交流や農林水産業を学ぶ高校生も対象とする国や地方自治体による海外派遣等（「トビタテ！留学JAPAN」など）を通じた国際交流を促進する。

また、寮を備える高校については、日本語や日本文化を学ぶ外国の生徒の受入れ等を検討し、国内でも海外の若者に接する機会の積極的な

創出を図る。

加えて、水産高校においては、国際的に活躍できる人材の育成を図るため、外国人船員を雇用している企業等の現場での実習を行う等、積極的な国際交流を促進する。

### 3 関係機関の連携の強化

#### (1) 都道府県の教育委員会と農林水産部局との連携強化

都道府県の教育委員会と農林水産部局においては、連携協議会の設置、双方の担当窓口の明確化等により連携強化を図り、以下の取組を進める。

##### ① 出前授業や現場での実習のための外部講師・実習受入先等のリスト化

農林水産高校における農林水産業経営者等の外部講師による出前授業や現場での実習、教員に対する研修の充実を図るため、都道府県の農林水産部局は教育委員会からの要請に応じ、高校において講師となる農林水産業経営者等や実習受入先、教員に対する研修の講師や研修受入先のリスト化を進める。

特に、上記1及び2を踏まえ、女性農業経営者、農林水産物の輸出に取り組む農業経営者、GAPを実践している農業経営者やGAP指導員、ICTやロボットを活用した高度な農業技術を導入している農業経営者のリスト化を優先して進める。

##### ② 農林水産業への就業を促進するための情報提供の充実

都道府県の教育委員会と農林水産部局が連携して、農林水産高校、道府県農業大学校・林業大学校、農林水産業経営者、農林水産業関係団体等による就業等に向けた情報交換の実施を促進する。さらに、就業支援フェアや就業相談会、漁業者団体等が水産高校において漁船乗組員確保・養成のために実施する説明会等への農林水産業を学ぶ高校生の参加を促進し、農林水産業経営者との交流機会を充実する。併せて、農業次世代人材投資事業、「緑の新規就業」総合支援対策、新規漁業就業者総合支援事業等の農林水産省が行う新規就業支援制度について、高校に対する情報提供の充実を図る。

##### ③ 地域の農業経営者とのネットワーク化

就農意向のある農業を学ぶ高校生が速やかに地域で就農・定着できるよう、都道府県の教育委員会と新規就農者等の育成・確保を行う農業部局とが連携して地域協議会を設置し、農業を学ぶ高校生と若手農業経営者との交流の場の開催を通じて地域の農業経営者とのネットワ

ーク化の充実を図る。

#### ④ 農林水産高校の魅力の発信

農林水産高校への関心を高めるため、都道府県の教育委員会と農林水産部局が連携し、小中学校や都道府県民等に対し、農林水産高校の魅力やキャリアパス等を積極的に情報発信する。また、農林水産業界に対し、農林水産高校の取組を情報発信することにより、双方の連携を促進する。

### (2) 農業高校と道府県農業大学校との連携強化

道府県農業大学校（以下「農業大学校」という。）は農業の技術力や経営力の養成を図る施設として設立された機関であり、その卒業生の半数は就農していることを踏まえ、農業を学ぶ高校生に農業大学校で開催される各種催し等への参加を促すとともに、学校農業クラブと農業大学校との連携強化を図る。また、農業や食品に関する実習の実施に当たっては、より高度な実習を進める観点から、農業高校と農業大学校の施設の相互利用を促進する。

また、農業法人等に雇用就農する場合、大型特殊免許等の資格を保有していることが有利に働くことを踏まえ、資格の取得年齢に達した高校生には、農業大学校で実施される研修等への参加を促す取組など、資格の取得を促進する。

さらに、就農を目指す生徒等に対して、農業高校と農業大学校の連携カリキュラムを提供するなど、農業高校及び農業大学校の5年間において継続的に学びを深めることができる取組を促進する。

これらの取組を推進するとともに、農業高校と農業大学校との相互の指導力の向上を図るため、情報交換、研修や人材派遣等を通じて、農業高校教員と農業大学校指導職員との間での交流・連携強化に努める。

これらの取組とともに、農業高校から農業大学校等への進学や先進農家での研修のほか、法人就農も含め多様な就農ルートに対する生徒の認識が高まるよう周知を図る。

文部科学省と農林水産省は、上記1、2及び3の取組が一層促進されるよう、以下の取組を行う。

文部科学省は、各都道府県の教育委員会、農林水産高校が、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じた就農・就業教育プログラムやその

他の施策により、上記取組を計画的・効果的に実施できるようにするため、施策の充実を図るとともに、都道府県の教育委員会等に対し、上記取組の実施について指導・助言を行う。

農林水産省は、都道府県の農林水産部局に対し上記取組について周知し、教育委員会との連携について、高校生の就農・就業意欲の喚起の観点から一層の充実・促進が図られるよう協力を要請するものとする。また、高校の要請に応じ、農林水産本省又は地方農政局、森林管理局等による高校における農林水産業政策の説明会や研修情報の提供を実施する。

文部科学省と農林水産省は、主催行事や後援行事、その他民間主催の各種行事の場など様々な機会を通じ、取組の周知や就農・就業意欲の喚起につながるPRを行う。

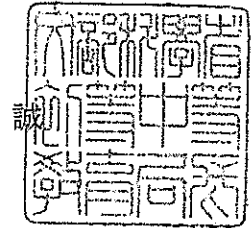
また、両省は、毎年度取組状況を把握・共有し、先進的な取組事例についてはその周知を図るとともに、必要に応じて更なる取組の充実について検討を行う。



29文科初第288号  
平成29年5月17日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長  
藤原



(印影印刷)

農林水産業を学ぶ高校生の就農・就業に向けた人材育成について（依頼）

「農林水産業を学ぶ高校生の就農・就業に向けた人材育成の方策の方向」については、平成27年4月24日付け27文科初第123号により通知しているところですが、方向性のより一層の強化を図る観点から、農林水産省及び文部科学省において同通知の見直しの検討を進め、このたび別添のとおり取りまとめました。

ついては、貴職におかれましても、別添の内容について了知いただくとともに、所管の関係高等学校及び域内の関係高等学校を設置する市町村教育委員会に対し、本通知について周知し、取組の充実について一層の御配慮をお願いします。

なお、本件については、別途、農林水産省経営局長、農林水産省生産局長、林野庁長官及び水産庁長官から各都道府県知事宛てに農林水産部局における取組について通知されておりますので、申し添えます。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

産業教育振興室 産業教育係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL 03-5253-4111 内線 (2384,2904)

Eメール sansin@mext.go.jp